

# 岐阜県保険医協会入会申込書

今般、貴協会の趣旨に賛同し入会を申し込みます。

入会手続き後、貴協会の個人情報保護方針にもとづく個人情報の取り扱いを了承します。

年 月 日

区分	医科・歯科	A会員・B会員
----	-------	---------

フリガナ	性別			生年月日
氏名	(印)		男・女	西暦 年月日
自宅住所	〒 市・郡			TEL
開業先 または 勤務先住所	〒 市・郡			TEL FAX
医療機関名	フリガナ 〔医療法人名〕			
診療科目	科〔特に専門とする科目〕			
開業形態	1. 無床診 2. 有床診 3. 病院	(床)	開業先	1. 自宅に併設 2. ビル内 3. 自宅外で一戸建て診療所・病院
出身大学 (卒業年)	(年卒)		文書・新聞等発送先	自宅・医療機関

社保関連情報や研究会案内など、役立つ情報をお知らせします。送信先をご記入ください。

FAX通信	(FAX番号)
メールアドレス	

## 入会の手続き

入会の手続きは、上記の「保険医協会申込書」ならびに右記の「銀行口座振替による支払依頼書」に必要事項をご記入・捺印のうえ協会事務局へ提出して下さい。

## 会費の徴収

○入会金…なし

○会費…A会員（1ヶ月）4,500円

B会員（1ヶ月）3,500円 ※2016年7月1日～改定

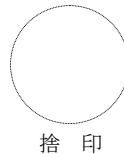
○徴収方法…銀行口座振替による支払依頼書にて、年4回(1,4,7,10月の1日)に3ヵ月分づつ徴収。徴収月の下旬に「入金結果のご通知」を送付いたします。

○取扱銀行…十六銀行・大垣共立銀行・三菱UFJ銀行・  
名古屋銀行・岐阜信用金庫・大垣西濃信用金庫・東濃信用金庫

〒500-8844 岐阜市吉野町6-14 大樹生命岐阜駅前ビル6F

**岐阜県保険医協会**

TEL 058-267-0711 FAX 058-267-0712  
E-mail gifu-hok@doc-net.or.jp



岐阜県保険医協会協会費

## 銀行口座振替による支払依頼書

年 月 日

--

銀 行  
信用金庫

--

支 店  
出張所

御 中

(フリガナ)

銀行届出氏名

銀行届出印

電 話 番 号

私が支払うべき岐阜県保険医協会会費は、岐阜県保険医協会を請求者とする貴行あての会費請求書によって、同協会の指定する日に私の次の口座からお引き落しの上、同協会に支払われたく、下記事項確認のうえ依頼します。

預金の種類	口座番号
・普 通	
・当 座	

振替日 1・4・7・10月1日 (休日の場合はその翌営業日)

記

- 預金の支払手続きについては当座勘定約定または預金規定に関わらず、当座小切手の振出しまたは預金通帳および預金払戻請求書の提出等いたしませんから貴行所定の方法で処理されること。
- 指定預金残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、引落し処理を行わず、私になんら通知することなく請求書を岐阜県保険医協会に返戻されても異議ありません。
- この預金口座振替契約は、貴行が必要と認めた場合には、私に通知されることなく解除されても異議ありません。
- この取扱いについて、かりに紛議が生じても、貴行には迷惑をおかけいたしません。

[協会記入欄]

No.							( <u>  </u> 会員)
会 費		月 分 より [振替開始		年		月]	

## 入会についてのアンケート

入会申込書に同封してお送りください

### 1. 入会のきっかけをお教えください(複数回答可)。

- 新規開業
- 質問、相談したいことがある
- 研究会、説明会に参加したい
- 共済加入
- 親族、知人等からの紹介
  - 親族                   友人、同窓生、医局等           開業地域の医師、歯科医師
  - 開業コンサルタント   業者                   その他( )
- 協会活動の趣旨に賛同
- 出版物(保険診療の手引、歯科保険診療の研究等)が欲しい
- その他( )

### 2. 協会に期待することは何ですか(複数回答可)。

- 質問、相談したい
  - 保険請求                   指導、監査                   行政への届出
  - 雇用、労務、税務           法律関係                   その他( )
- 研究会、説明会
  - 医科・歯科研究会           施設基準研修会           新点数説明会
  - スタッフ研修会           接遇セミナー                   その他( )
- 共済制度の充実
  - 保険医年金                   休業保障                   グループ保険
  - 医師賠償責任保険           サイバー保険                   その他( )
- 医療運動
- その他( )

### 3. 協会へのご意見等ございましたら自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。今後の協会活動に活かしてまいります。

# 岐阜県保険医協会規約

1978年2月19日 議定  
1982年2月21日一部改定  
1986年2月23日一部改定  
1989年2月19日一部改定  
2006年2月26日一部改定  
2016年2月28日一部改訂  
2017年2月26日一部改訂  
2022年2月27日一部改訂

## 第1章 名称

第1条 本会は岐阜県保険医協会と称し、事務所を岐阜市内におく。

## 第2章 目的および事業

第2条 本会は保険医の生活と権利を守るとともに国民医療の充実と向上をはかることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的達成のために次の事業を行う。

- 1、保険医の診療技術、診療内容の向上と生活の擁護のための事業。
- 2、社会保険及びその他の医療保険制度の研究、改善、拡充、強化をはかるための事業。
- 3、会員相互の福祉厚生と親睦融和をはかる事業。
- 4、開業保険医と地域住民の相互理解と協力をすすめ、医療の普及向上をはかる事業。
- 5、その他、目的達成に必要な事業。

## 第3章 構成

第4条 本会は岐阜県内で保険医療に従事し、本会の主旨に賛同する保険医をもって構成する。

## 第4章 支部

第5条 本会は岐阜県を数地区に分け、各地区毎に支部を設けることができる。

## 第5章 役員

第6条 本会に次の役員をおき、役員の選出は総会において行う。

会長 1名  
副会長 若干名  
理事 20名以内  
監事 2名

第7条 会長は本会を代表し、会務全般の責に任ずる。

第8条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは理事会の議を経てこれを代行する。

第9条 理事は会務を執行する。

第10条 監事は本会の会務、資産及び会計を監査する。

第11条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第12条 本会に名誉会長、顧問をおくことができる。名誉会長、顧問は総会の承認を経て、会長がこれを委嘱する。

## 第6章 会議

第13条 本会に次の会議をおく。

- 1、総会
- 2、理事会

第14条 総会は、本会の最高決議機関であり、年に1回、会長がこれを招集する。総会は、会員の10分の1以上の出席を必要とする。但し、委任状による出席を認める。

第15条 理事会が必要と認めた時、又は会員の3分の1以上の要求のある時は、臨時に総会を開かねばならない。

第16条 次の事項は総会の議決を必要とする。

- 1、規約の変更
- 2、事業計画
- 3、予算、決算
- 4、その他の重要事項

第17条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会務を執行する。理事会は毎月一回以上もち、その他必要な時は会長が招集する。尚理事会は事業遂行のため部会、委員会を設けることができる。

第18条 本会に事務局をおき、職員を採用する。事務局は理事会の指導のもとに会務を行う。事務局の任免、待遇は理事会で決定する。

第19条 議決は多数決とする。

## 第7章 会計

第20条 本会の経費は会費その他をもってあてる。

第21条 本会の財産は理事会が管理する。

第22条 本会の会計年度は二月一日より始まり、翌年一月三十一日に終わる。

## 第8章 賞罰

第23条 本会に多大の貢献をした会員及び職員を総会で表彰することができる。

第24条 本会の会則に違反し、または著しく本会の名誉を棄損した会員に対しては、理事会の議を経て処分することができる。

### 【付則】

- 1、本会は全国保険医団体連合会に加盟する。
- 2、本会の会費は総会で定める。
- 3、本会の規約の改廃は総会に於て、出席者の3分の2以上の賛成を要する。
- 4、別に細則を定めることができる。細則は理事会の責任において決定することができる。

岐阜県保険医協会設立年月日：1978年（昭和53年）2月19日

岐阜県保険医協会所在地：

〒500-8844 岐阜市吉野町6丁目14 大樹生命岐阜駅前ビル6階

TEL 058-267-0711 FAX 058-267-0712

## 岐阜県保険医協会 A会員・B会員区分のご案内

### **【A会員】**

- ・医療機関の開設者・管理者、院長（原則一医療機関に最低一人はA会員になつていただきます）
- ・A会員が所属する医療機関の家族・従業員は説明会などへの参加や電話相談などを利用できます。
- ・B会員に相当する場合でも、希望する場合はA会員になることが可能です。
- ・休業保障制度に4口以上加入する場合は原則としてA会員（但し、休業保障制度には「被雇用の院長は3口までの加入」との規定があり、A会員すべてが4口以上加入できるとは限りません）

### **【B会員】**

- ・勤務医  
(被雇用であり、会費を個人負担する会員。自治体や勤務先が会費負担をする場合は原則としてA会員)
- ・閉院しても保険医であり会員継続を希望する会員
- ・一医療機関における二人目からの会員（夫婦、親子、兄弟など）
- ・点数説明会など保険請求に関する企画への参加は会員本人のみ  
(会員本人以外の参加を許可したスタッフ研修会などの他は、A会員のいな  
い医療機関の家族・従業員の参加はできません)
- ・テキストの無料配布は行いません。  
(岐阜県保険医新聞、全国保険医新聞、月刊保団連は配布しますが、『保険  
診療の手引』『歯科保険診療の研究』など保険請求に関するテキスト、『保  
険医の経営と税務』など経営税務に関するテキストなどは無料配布せず、  
希望する場合は販売します。無料配布を希望する場合はA会員になつて  
いただきます)
- ・開業された場合はA会員に変更していただきます。

# 個人情報保護方針

岐阜県保険医協会

岐阜県保険医協会は、本会が有する会員等の個人情報を保護し、適切に管理することを重要な責務と考え、以下の方針に基づき個人情報の保護に努めます。

## 1. 法令の遵守

個人情報保護法をはじめ個人情報に関する諸法令を遵守し、必要に応じて、適切な保護措置の維持・管理・改善に努めます。

## 2. 個人情報の取得

個人情報の取得は、適正かつ公正な手段によって行います。

## 3. 個人情報の利用目的

個人情報は、予め本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われる場合を除き、以下の目的で使用します。

- ・会員管理、会員台帳・会員名簿の作成
- ・機関紙、雑誌等の配布物の発送及び催し物の案内
- ・共済制度の普及と加入者管理及び諸手続き
- ・会費、保険料の引き落とし及び結果の通知
- ・各種個別相談への回答や各種アンケート調査
- ・未入会の方への入会のお勧め
- ・その他、本会の規約に基づく諸事業に必要な行為

## 4. 第三者提供について

法令により例外として扱われる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供しません。

## 5. 個人情報の安全管理

取り扱う個人情報の正確性を保つように務め、安全に管理し、従業者及び委託先に必要かつ適切な監督を行います。

## 6. 個人情報の開示・訂正・利用停止等

保有個人データにつき、法令に基づき、本人もしくはその代理人から、保有個人データの開示、訂正、変更、利用停止等の申し出があった場合、社会通念または慣行に照らして合理的な範囲で必要な措置をとります。

## 7. お問合せ先

個人情報に関するお問合せ、訂正、苦情、相談及び要望は下記までお願いします。

〒500-8844 岐阜市吉野町 6-14 大樹生命岐阜駅前ビル 6F

岐阜県保険医協会 事務局

T E L 058-267-0711 F A X 058-267-0712 E-mail [gifu-hok@doc-net.or.jp](mailto:gifu-hok@doc-net.or.jp)

以上の方針を事務所内、ホームページに掲示します。